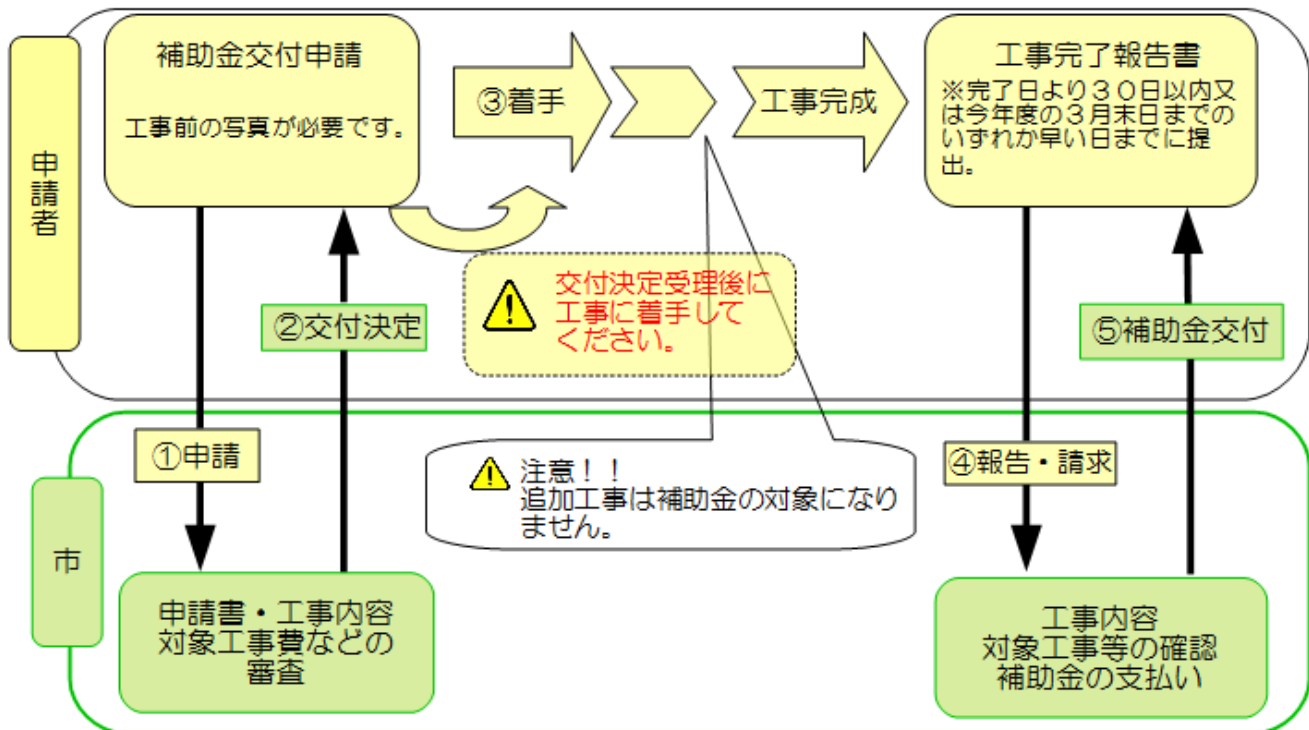


木造住宅耐震改修補助事業の流れ

沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業（無料）を活用
耐震診断結果 構造評点1.0未満



実施に関する注意事項

- 耐震診断は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく一般診断又は精密診断とし、診断者は建築士とします。
※耐震診断については、無料沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業をご活用下さい。
- 設計、工事監理は建築士とします。
- 補助対象工事は、①耐震壁の増設又は補強、②金物等による補強、③基礎の補強、④屋根等の軽量化、⑤その他耐震性を高める工事及び復旧工事
- 復旧工事は、補強工事に伴う①床、壁、天井の撤去復旧（原則補強する壁から1m以内）、②建具の取替、③既存設備器具の取り外し、再取付、④設備の配管配線の切り回し、⑤軒樋の取替（縦樋は除く。）⑥その他耐震補強に伴い必要となる工事
- 補助対象外工事は、増築、リフォーム、グレードアップによる復旧
- 事業完了報告書に**写真の添付が必要**ですので、**工事前、工事中の写真**の撮り忘れの無いようにして下さい。①工事箇所ごとに耐震改修工事の工事前、工事中及び工事後の状況写真②主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真

耐震診断・耐震改修の相談窓口及びお問い合わせは、

沼田市役所 都市建設部 建築住宅課 建築指導係
沼田市下之町 888 TEL0278-23-2111（代）